

生徒・保護者の皆様へ

学校法人仙台育英学園
仙台育英学園高等学校
理事長・校長 加藤 雄彦

新型コロナウイルス流行に関する本学園の対応【第19報】

－ 高等学校等育英奨学資金貸付事業のご案内と本学園での対応について －

この度の新型コロナウイルスで感染された方々の一日も早いご快癒とともに、ご無念ながら症状悪化によりお亡くなりになられました方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

新型コロナウイルス感染予防にむけて政府や自治体の要請に従い、日々ご尽力されていることと拝察いたします。日夜メディアで報道されているように、政府では、国民一律10万円の支給準備、企業に対する雇用調整助成金や持続化給付金の支給準備などを進めております。

さて、宮城県の「高等学校等育英奨学資金貸付事業」における、「家計急変（緊急）採用」による奨学資金の貸付（無利子）の制度について下記のとおり概要をお示ししますので、ご希望がある場合は、各コース奨学金事務担当者にお問い合わせ願います。

なお、今後の感染拡大の状況により行政機関等から新たな情報提供を受けた場合、情報を更新いたします。つきましては、ご家庭のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 対象者

家計状況が急変した者で、次の事項のいずれかに該当し、その事由が発生した時から1年以内である場合が家計急変（緊急）採用対象となる。

- ① 主たる家計維持者が解雇又は早期退職者した場合、または再就職した収入が著しく減少している場合
- ② 主たる家計支持者が死亡または離別した場合
- ③ 主たる家計支持者が破産手続きの開始の決定がなされた場合
- ④ 病気、事故、会社倒産、経営不振その他家計急変の事由により、申請者の属する世帯の家計支出が著しく増大又は収入が著しく減少した場合
- ⑤ 災害救助法・天災融資法等の適用を受ける火災、風水害、震災等の著しい被害又はこれらの災害に準ずる程度の被害を受けたことにより、申請者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が著しく減少した場合

2. 基準

- ① 学力：学力基準は適用しない。
- ② 人物：人物評定は適用しないが、奨学生としての自覚や将来の償還に関する自覚がある。
- ③ 家計：家計急変により就学困難があり、緊急に奨学資金の貸し付けが必要であると認められる。

3. 採用時期

年間を通じて随時となりますが、年度末（2月以降）に申請を受理したものは、翌年度の採用となる。

以上

連絡先 宮城野校舎 022-256-4141（代表）
多賀城校舎 022-368-4111（代表）